

鹿屋市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者又は落札者となるべき者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者としてすることができる場合の調査、落札者の決定等に関する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査制度の対象工事)

第2条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの建設工事の請負契約に係る入札を行うときは、低入札価格調査制度の対象とすることができるものとする。

- (1) 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合も含む。）の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を行う工事
- (2) 前号に掲げる工事以外の工事のうち、低入札価格調査制度を適用することが必要であると市長が認める工事

(調査基準価格の設定)

第3条 前条の規定により、建設工事の請負契約に係る入札を行う場合において、低入札価格調査制度を適用する基準となる額（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めた割合を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3 前2項の規定に基づき調査基準価格を設定した場合において、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号。以下「規則」という。）第11条第1項の予定価格調書は、別記第1号様式による。

（失格基準価格の設定）

第4条 第2条の規定により、建設工事の請負契約に係る入札を行う場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該入札に係る価格が失格基準価格未満の者については、低入札価格調査制度を適用することなく、失格とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、別に失格基準価格を定めることができる。

3 前2項の規定に基づき、失格基準価格を設定した場合における規則第11条第1項の予定価格調書は、別記第1号様式による。

（入札参加者への周知徹底）

第5条 低入札価格調査制度を適用する一般競争入札及び指名競争入札の入札参加者に対しては、次の各号について公告及び入札執行時において説明し、低入札価格調査制度の周知徹底を図るものとする。

(1) 低入札価格調査制度を設けていること。

(2) 調査基準価格未満の価格の入札が行われた場合の入札手続方法

(3) 調査基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、最低価格入札者等であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合においては、失格基準価格を設けていること。

(5) 調査対象者は、事後のヒアリング等に協力すべきこと。

（入札の保留）

第6条 入札執行者は、入札の結果、最低価格が調査基準価格未満である場合は、入札者に対して落札決定を「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 契約検査室長及び低入札価格制度に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となった工事（以下「調査対象工事」という。）の設計及び施工を担当する課の長（以下「対象工事担当課長」という。）は、調査対象者のうち最低価格入札者等である者に関し、次に掲げる事項を内容とするヒアリング、関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（工事費内訳書を徴するものとする。）
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材及び資材購入の状況
- (4) 手持機械数の状況
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名、請負金額及び発注者名
- (7) 建設副産物の搬出計画
- (8) 経営状況及び信用状況
- (9) 適正な履行を行う旨の誓約書
- (10) その他必要と認める事項

2 契約検査室長は、前項の低入札価格調査の結果について鹿屋市建設工事低入札価格調査結果報告書を作成し、次条に規定する鹿屋市低入札価格調査委員会に報告するものとする。

(低入札価格調査委員会)

第8条 前条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の低入札価格調査の結果に基づき、最低価格入札者等を落札者とするか否かについて審査するために、鹿屋市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 財政課長
- (3) 都市政策課長
- (4) 工務課長
- (5) 農地整備課長
- (6) 対象工事担当部長

(7) 対象工事担当課長

- 3 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 4 委員長は総務部長をもって充て、副委員長は財政課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の審査結果については、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、書面による審査をすることができる。
- 6 委員会の庶務は、総務部財政課契約検査室で行うものとする。

(最低価格入札者等の落札決定)

第10条 入札執行者は、委員会での審査の結果、調査対象者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに最低価格入札者等に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

(次順位者の落札決定)

第11条 入札執行者は、委員会での審査の結果、調査対象者の申込みに係る価格にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により落札の決定を行うものとする。

- (1) 次順位者に係る入札価格が調査基準価格以上であるとき 当該次順位者を落札者と決し、その旨を次順位者に通知し、最低価格入札者等には落札者とし、その他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知すること。
- (2) 次順位者に係る入札価格が調査基準価格未満であるとき 当該次順位者について低入札価格調査を行い、委員会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、

次順位者を落札者と決定し、その旨を次順位者に通知し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、さらに最低価格入札者等及び次順位者以外の入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者について、申込価格の低い者から順にこの条に規定する手続を行うこと。

2 前項第2号に規定する手続を行う場合にあっては、第7条及び前条の規定を準用する。

(入札執行調書)

第12条 調査基準価格又は失格基準価格を設定した場合における規則第18条の入札執行調書は、別記第2号様式による。

(監督体制の強化)

第13条 低入札価格調査制度をもって落札した請負業者に対しては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 対象工事担当課長は、請負業者に対して施工体制台帳の提出を求め、必要に応じてその内容についてヒアリングを行うこと。
- (2) 対象工事担当課長は、特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、必要があると認めるときは、請負業者からその内容についてヒアリングを行うこと。
- (3) 当該工事に配置された監督員は、調査対象工事に係る監督業務において施工の検査等を実施するに当たっては、立会いすることを原則として、入念に行うとともに、あらかじめ提出のあった施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取すること。
- (4) 対象工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保を図る観点から、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て施工現場の調査を行うこと。
- (5) 第1号及び第2号に規定する措置については、特記仕様書において明示すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則 (令和元年9月25日告示第75号)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することが

できる。

附 則

この要綱は、令和４年７月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第4条関係）（総合評価落札方式用）

予 定 価 格 調 書	
工 事 名	
工 事 場 所	鹿屋市 丁目 町
設 計 額	円
予 定 価 格	円
入札（見積）書 比 較 価 格 〔 予定価格の 100/110 〕	円
調 査 基 準 価 格	円 〔 調査基準価格の100/110 円 〕
失 格 基 準 価 格	円 〔 失格基準価格の100/110 円 〕
上記のとおり査定します。 年 月 日 査 定 者 職 氏 名 印	

※失格基準価格の割合（参考）

失格基準価格（税込み） _____ 円 / 予定価格（税込み） _____ 円 × 100
= _____ %（注）

注 小数点以下を切り捨てて整数で表示すること。

第2号様式（第12条関係）（総合評価落札方式用）

入札（見積）執行調書					
入札（見積）事項					
設計額		円			
予定価格		円 入札（見積）書比較価格 円			
調査基準価格		円 調査基準価格100/110 円			
失格基準価格		円 失格基準価格100/110 円			
落札価格		円			
入札者 （見積）名 氏	入札 （見積）格 価	再度入札 （見積）格 価	再度入札 （見積）格 価	順位	入札保証金
上記のとおり執行しました。 年 月 日 入札（見積）執行者職氏名 立会者職氏名 印 印					